平成２７年（フ）第１１２号
岡山市南区藤田676番地35　ＴＯＹＯコーポ106
債務者　太田　正彦
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第２４０号
福岡県久留米市大石町337番地６
破産者　株式会社九州セラコート
1　決定年月日　平成27年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部
平成２６年（フ）第３７２号
熊本県合志市栄938番地
破産者　株式会社菊水エッグファーム
1　決定年月日　平成27年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２４年（フ）第１１３号
長野県茅野市豊平529番地４
破産者　株式会社トクソー理研
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部
平成２６年（フ）第６６１号
兵庫県尼崎市東園田町２丁目92―２、商業登記簿上の本店所在地兵庫県尼崎市猪名寺２丁目21番４号
破産者　株式会社友幸プランニング
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続終結

平成２６年（フ）第２２１号
福岡市城南区鳥飼７丁目35番1009号
破産者　株式会社元岡工業
1　決定年月日　平成27年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部
平成２５年（フ）第１２７２号
京都市下京区西洞院通松原上る高辻西洞院町812番地
破産者　株式会社木下
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２６年（フ）第８２号
最後の住所滋賀県彦根市原町550番地28、開始時の住所滋賀県彦根市中央町４番41号
破産者　美濃屋紙店こと　荒川　秀三
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所彦根支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第５００８号
大阪府吹田市南金田２丁目１番29―501号
破産者　有限会社五洋商事
1　破産債権の届出期間　平成27年６月８日まで
2　一般調査期日　平成27年７月９日午後２時30分
平成27年５月８日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２７年（フ）第１０号
山形市新開２丁目10番２
破産者　株式会社千友商会
1　破産債権の届出期間　平成27年６月19日まで
2　一般調査期日　平成27年７月23日午後１時30分
平成27年５月11日　山形地方裁判所民事部
平成２７年（フ）第１１号
山形市新開２丁目11番地の１
破産者　多田千沙子
1　破産債権の届出期間　平成27年６月19日まで
2　一般調査期日　平成27年７月23日午後１時30分
平成27年５月11日　山形地方裁判所民事部
平成２６年（フ）第２９５号
愛媛県松山市中野町甲994番地１
破産者　三谷　浩徳
1　破産債権の届出期間　平成27年６月26日まで
2　一般調査期日　平成27年８月３日午前11時20分
平成27年５月11日　松山地方裁判所民事部
平成２６年（フ）第１８３号
兵庫県明石市北王子町２番８号
破産者　明石製麺協業組合
1　破産債権の届出期間　平成27年６月29日まで
2　一般調査期日　平成27年７月28日午前11時
平成27年５月８日
神戸地方裁判所明石支部破産係

債権者集会期日変更

平成２７年（フ）第５号
山形県東田川郡庄町余目字大塚107番の10
破産者　有限会社浜直売
主文　平成27年５月25日午後３時の本件債権者集会（財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告）の期日を平成27年７月６日午後３時と変更する。
平成27年５月７日　山形地方裁判所酒田支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
平成２６年（フ）第１２４号
山口市秋穂東1553番地１、商業登記簿上の本店所在地山口市秋穂東字先大海峠1573番
破産者　有限会社山本土建
異議申述期間　平成27年７月３日まで
平成27年５月８日
山口地方裁判所民事部破産係
平成２６年（フ）第１２５号
山口市秋穂東1553番地１
破産者　山本　順一
異議申述期間　平成27年７月３日まで
平成27年５月８日
山口地方裁判所民事部破産係
平成２７年（フ）第１２号
宮崎県串間市大字南方1864番地１、前住所熊本市中央区大江５丁目２番11号　リンデホフ田中302
破産者　吉岡　博
異議申述期間　平成27年７月10日まで
平成27年５月11日　宮崎地方裁判所日南支部

免責許可決定

平成２７年（ラ）第３０号（原審高知地方裁判所平成２６年（フ）第３８６号）
高知市薊野西町３丁目36番16号　コーポ清風Ⅱ・401
抗告人（破産者）　山﨑　京子
1　決定年月日　平成27年４月30日
2　主文　原決定を取り消す。
抗告人（破産者）について免責を許可する。
高松高等裁判所第２部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第２０２８号
東京都豊島区東池袋４丁目23番13号
清算株式会社　株式会社エヌケイ
代表清算人　中川丈太郎
1　決定年月日　平成27年５月７日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部
平成２７年（ヒ）第３０１３号
大阪府箕面市西宿２丁目６―16
清算株式会社　パストデス株式会社
代表清算人　曽田　和明
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部